

第 44 回全国高等学校総合文化祭（2020 こうち総文） 宿泊・輸送等に係る業務仕様書

本仕様書は、第 44 回全国高等学校総合文化祭（2020 こうち総文）宿泊・輸送等に係る業務を受託する者が行う業務の内容について、必要な事項を定めたものである。

1 委託業務の名称

第 44 回全国高等学校総合文化祭（2020 こうち総文）宿泊・輸送等に係る業務

2 協定期間

協定締結の日から業務が完了した旨を実行委員会が実施者に通知した日まで

3 委託業務の内容

平成 32 年 7 月 31 日（金）から同年 8 月 6 日（木）にかけて開催される第 44 回全国高等学校総合文化祭（2020 こうち総文）及び前年度に開催されるプレ大会の参加者及び関係者等の宿泊施設確保、輸送及び弁当手配等（以下「宿泊・輸送等業務」という。）に関し、以下の業務について実施すること。

- (1) 大会参加者等の宿泊施設確保および宿泊施設の申込み等に関すること
- (2) 大会参加者等の輸送（宿泊地～会場間の輸送、来県者の会場までの輸送、2019 さが総文視察者の高知県から佐賀県までの輸送）に関すること
- (3) 大会参加者等の弁当手配に関すること
- (4) 総合開会式（プレ大会を含む）の受付に関すること
- (5) 実行委員会、開催会場市町村、宿泊施設、輸送機関、弁当業者等との連絡調整に関すること

（各業務の詳細は別紙「第 44 回全国高等学校総合文化祭（2020 こうち総文）宿泊・輸送等業務の内容」を参照）

4 委託業務の運営

- (1) 宿泊・輸送等業務は旅行業者が「宿泊等サポートセンター」を設置して運営する。
- (2) 受託業者は単独企業又は複数企業による共同企業体（JV）とする。
- (3) 宿泊等サポートセンターの運営について
 - ア 宿泊等サポートセンターの運営は、原則、受託者のスタッフで行うものとする。
 - イ 宿泊等サポートセンターの設置場所は、実行委員会と協議の上、実行委員会事務局の近隣に設置する。
 - ウ 宿泊等サポートセンターの運営経費及び必要機器等は、全て受託者が負担する。
 - エ 宿泊等サポートセンターのホームページは、別途開設する「2020 こうち総文公式ホームページ」内に設置することとし、設置にあたっては、実行委員会及び同業務受託者と協議すること。

5 業務委託料

本業務に係る経費は、受託者が宿泊施設及び輸送会社等から得る手数料により賄うものとする。

6 業務報告

(1) 提出物

以下の業務について、実績報告書等を提出するものとする。

ア 宿泊業務

(ア) 各部門で招聘する外部講師等の大会期間中における配宿状況

(イ) 大会開催期間における日別、部門別、区分別、会場別の配宿人数

イ 輸送業務：大会開催期間における日別、部門別、区分別、会場別の輸送人数

ウ 弁当業務：大会開催期間における日別、部門別、区分別、会場別の弁当注文数

エ 総合開会式業務：総合開会式の観覧者数

オ その他：その他参加者からの意見等、次回開催時に参考となる資料

(2) 納期

ア (ア)：平成 32 年 8 月 31 日 (月)

ア (イ)～エ：平成 32 年 10 月 30 日 (金)

(3) 提出先

第 44 回全国高等学校総合文化祭高知県実行委員会事務局

(高知県教育委員会事務局高等学校課全国高等学校総合文化祭推進室内)

〒780-0870 高知県高知市本町 4 丁目 1-35 高知県自治会館 4 F

E-mail: 2020kochisoubun@ken.pref.kochi.lg.jp

(4) 提出方法

提出物は、Microsoft Word または Excel により作成した電子データとする。

(5) その他

提出物は、第 44 回全国高等学校総合文化祭高知県実行委員会に帰属するものとする。

7 留意事項

(1) 主たる参加者が高校生であることを考慮すること。

(2) 参加者の負担金額の設定及び提供内容については、高校生の大会にふさわしく、また高知県の特色や「おもてなしの心」が反映されるよう配慮すること。

(3) 業務の遂行に係る経費は、輸送に関する業務における運営経費(無料シャトルバス、警備員、案内看板、テント等)を除き、実行委員会と協定を締結した業者の負担とする。

(4) 業務の内容は、公益社団法人全国高等学校文化連盟との協議等により、変更を求めることがある。

(5) 大会が天災その他やむを得ない事情により中止となった場合や、業務の内容が変更された場合によって、協定を締結した業者に損失が生じることがあっても、その損失の補償を請求することはできない。

(6) 本事業について、調整や疑義が生じた場合は、その都度委託者と十分な協議をしたうえで実施するものとする。

(7) 受託者は、本業務の趣旨を理解し、業務を進めることとし、本仕様書に明記されていない事

項であっても、当然必要と認められる事項については、委託者の指示により、受託者の負担においてこれを処理する。

1. 共通業務

運営全般	(1)宿泊・輸送等業務に係る案内書を作成し、宿泊施設、輸送業者等へ大会概要を周知すること (2)宿泊・輸送等業務における工程表を作成し、大会開催までのスケジュール管理を行うこと (3)実行委員会、開催会場市町村、宿泊施設、輸送機関、弁当業者・開會行事並びに各部門開催に関わるイベント運営受託者等と連絡調整を行うこと (4)宿泊・輸送等業務の申込受付、集約、決定通知書の作成・送付、入出金管理を行うこと (5)宿泊・輸送等業務についての苦情・事故災害等の緊急事態へ対応すること (6)宿泊・輸送等業務の申込み受付から精算までを一元的に管理する体制を構築し、業務を実施すること
------	---

2. 宿泊関連業務

宿泊施設等の選定確保	(1)別添「宿泊施設を選定するにあたって考慮する基準」等を踏まえ宿泊施設を選定し、客室を確保すること ※宿泊施設斡旋期間は平成32年7月28日（火）～8月6日（木）を想定 (2)バス等での参加者がある場合、併せて駐車場を確保すること
宿泊料金	(1)選定した宿泊料金について、それぞれの宿泊施設のランクを考慮しながら段階的に宿泊料金を設定すること ※なお、宿泊料金の設定は、1泊朝食付きまたは1泊2食付き（夕食・朝食）を基本とし、サービス料及び諸税を含めること (2)宿泊料金等の徴収および精算方法を調整すること (3)宿泊内容の変更及び取消の際の料金について、協議、調整、設定すること
配宿	(1)別添「配宿の留意点」を参考にして、開催部門別、視察団別、宿泊施設別に配宿計画を作成すること (2)宿泊希望者に対する宿泊施設の案内、斡旋、申込み受付、申込み後の変更及び取消しに係る手続き等を行うこと (3)配宿は基本的に部門ごとに参加校同一宿泊施設とすること
運営	(1)苦情等が発生した場合や事前に予想される場合等に宿泊施設に対し、指導・監督を行うこと (2)宿泊施設の食事内容および提供方法を調整すること
その他	宿泊業務を円滑に遂行するために必要な業務を遂行すること

3. 輸送関連業務

輸送機関の確保等	(1)開催会場、最寄り駅、宿泊施設等への移動について必要な交通機関の調査を行うこと。 (2)上記(1)の調査に基づき必要な交通機関の確保及び運行を行うとともに、必要に応じて公共交通機関との交渉を行うこと 公共交通機関はあるが、十分な交通機関が確保できない場合、増便や同程度の金額によるシャトルバスを利用者からの事前予約にて運行すること 公共交通機関の無い地域については、宿泊地－会場間の無料シャトルバスを運行すること (3)上記(1)に関する輸送計画の作成および輸送に必要な駐車場、警備員の確保並びに交通案内等を行うこと (4)上記(1)～(3)により、バス等交通機関の手配の必要が生じた場合は、別途調整・発注を行うこととする (5)バス等輸送の変更および取り消しがあった場合には対応すること
輸送料金	(1)確保した交通機関について、必要に応じて輸送料金の設定をすること (2)設定した輸送料金の徴収および精算を行うこと ※この輸送に関する経費は、原則として利用者から徴収するものとする。なお、最終的な輸送料金は実行委員会と協議のうえ決定すること

利用者への案内	輸送利用者への乗車等案内を行うこと。 特に、公共交通機関による移動が困難であると考えられる開催会場及び宿泊施設の利用者には、具体的な輸送方法を提示し、案内すること。
開会行事参加者の輸送	開会式（プレ大会含む）来場者の降車地までの交通案内をすること
その他	輸送業務を円滑に遂行するために必要な業務を行うこと

4. 弁当関連業務

実施体制確立	(1)別添「弁当業者等を選定するにあたって考慮する基準」等を踏まえ弁当等の提供業者を選定、確保すること (2)弁当等の配布計画を作成すること (3)弁当調達施設への数量（変更）連絡や納品場所の指示等の連絡調整を行うこと (4)食中毒等の発生防止等衛生管理の徹底を業者へ指導すること (5)学校食堂や民間食堂・コンビニエンスストア等を含めた昼食の提供場所を選定し、確保すること
メニュー等決定、料金設定	(1)弁当のメニュー、パッケージおよび容器については、実行委員会と協議を行ながら決定すること (2)上記（1）の決定を受け、弁当料金を設定すること。なお、弁当は湯茶付きとすること
弁当の調達・配布、精算、回収・処分	(1)弁当手配希望者に対する案内、斡旋、申込み受付及び申込み後の変更、取り消しに係る手続きをすること (2)受け付けた弁当の調達、納入、仕分け及び配布を行うこと ※食中毒が発生しないよう、衛生管理を徹底すること (3)弁当料金の徴収および精算をすること (4)空容器等の回収及び処分を行うこと
その他	弁当業務を円滑に遂行するために必要な業務を行うこと

5. 総合開会式（本大会・プレ大会）関連業務

運營業務	総合開会式の来場者の受付業務の計画、作成 ※受付業務の実施については、別に行う開会行事実施等業務に係る公募型プロポーザル募集において決定した受託者が行うことを前提に調整して行うこと。
------	--

6. その他

- ・パレード（プレ大会含む）参加者の降車地までの交通案内及び駐車地からの移動案内をすること
- ・平成 31 年に佐賀県で開催される 2019 さが総文へ高知県から視察者・参加者をバス等により輸送すること。
2019 さが総文の開催部門・会場・日程については、別添「2019 さが総文 開催部門・会場・日程」を参照
- ・上記 1～5 の業務に付随する業務

第 44 回全国高等学校総合文化祭（2020 こうち総文）

宿泊施設を選定するにあたって考慮する基準

第 44 回全国高等学校総合文化祭（2020 こうち総文）に係る宿泊施設を選定基準については、次のとおりとする。

1. 施設

(1) 本大会参加者の宿泊施設については、旅館業法に基づき旅館営業またはホテル営業の営業許可及び食品衛生法の営業許可を取得していることとし、原則として、大会開催市町村（開会行事、各部門開催市町村）または近隣市町村（高知県内）の宿泊施設とする。

近隣の定義は、交通用具を用いた移動時間が 1 時間を超えない範囲とする。

(2) 衛生上または防災上支障があると認められる施設は利用しないこと。ただし、風紀上、支障があると認められる施設については、実行委員会と協議の上、選定を行うものとする。

2. 安全管理

消防法の規定に基づき、次の（1）、（2）のいずれかの交付を受けていること。

(1) 防火優良認定証または防火基準点検済証

(2) 防火自主点検済証

3. 衛生管理

(1) 調理従事者は、臨時職員を含め、定期的な健康診断を受けており、また本大会開催期間前（30 日以内）に腸管出血性大腸菌 O157 の検査を含む検便検査を受けること。

(2) 管轄保健所が行う直近の食品衛生監視員の評価点が、原則として 85 点以上であること。

(3) 過去 5 年間に食中毒事故の発生がなく、施設改善命令を受けていないこと。

4. 賠償責任

死亡後遺障害の補償額が対人一人当たり 7、000 万円以上の旅館賠償責任保険に加入しているか、または本大会期間中（大会前後の宿泊斡旋期間中を含む）加入できること。

5. その他

第 44 回全国高等学校総合文化祭（2020 こうち総文）の趣旨を十分に理解し、協力体制を構築することができること。

第 44 回全国高等学校総合文化祭（2020 こうち総文）

弁当業者等を選定するにあたって考慮する基準

第 44 回全国高等学校総合文化祭（2020 こうち総文）に係る弁当業者の選定基準については、次のとおりとする。

1. 業 者

食品衛生法の飲食店営業・そうざい製造業施設として、営業許可を取得していること。

2. 衛生管理

- (1) 厚生労働省の「大量調理施設衛生管理マニュアル」に基づく衛生管理を行っていること。
- (2) 調理従事者は、臨時職員を含め、定期的な健康診断を受けており、また本大会開催期間前（30 日以内）に腸管出血性大腸菌 O157 の検査を含む検便検査を受けること。
- (3) 管轄保健所が行う直近の食品衛生監視員の評価点が、原則として 85 点以上であること。
- (4) 過去 5 年間に食中毒事故の発生がなく、施設改善命令を受けていないこと。

3. メニュー

対象が主に高校生であることを理解した上で、実行委員会と協議を行ってメニューを検討すること。

4. 調理能力

本大会に必要な昼食弁当等を提供できる能力を有していること。

【参考】2018 信州総文スタッフ弁当

手配期間：平成 30 年 8 月 2 日（木）～11 日（土） 手配数：11,903 個

5. 配布回収

- (1) 指定の配布回収方法により、指定会場に確実に運搬し、会場で配布するとともに、配布人員および空容器等回収人員を配置できること。
- (2) 配送は保冷車で行い、配布時間まで待機可能であること。また、積み込み方法として段ボール等で車内積載にすること。
- (3) 保管する弁当を留置する場合は、品質管理に万全を期すこと。

6. 予備個数

一定程度の予備個数を提供すること。

7. 容器等

実行委員会指定の容器等への対応が可能かつ容易であり、容器および割り箸などのリサイクルに協力できること。

8. 賠償責任

死亡後遺障害の補償額が一人当たり 5,000 万円以上の生産物賠償責任保険に加入しているか、または本大会期間中（大会前後の準備・撤去期間中を含む）加入できること。

9. その他

（1）第 44 回全国高等学校総合文化祭（2020 こうち総文）の趣旨を十分に理解し、協力体制を構築することができること。

（2）食品リサイクル法を遵守し、環境保全に留意すること。

（3）業者の選定にあたっては、原則、大会開催市町村の地元業者を優先すること。

第44回全国高等学校総合文化祭（2020 こうち総文）

配宿の留意点

1. 以下の部門はできる限り地域指定宿泊とすること

部門名	宿泊期間（平成32年）	指定地域	宿泊見込みのべ数
吟詠剣詩舞	7月29日（水）～31日（金）	高吾～高知市	800名
郷土芸能	8月1日（土）～5日（水）	高吾～高知市	5,550名
写真	7月31日（金）～8月6日（木）	四万十市	3,700名
放送	7月31日（金）～8月2日（日）	香南市	2,300名
弁論	7月31日（金）～8月2日（日）	室戸市	250名
小倉百人一首かるた	8月3日（月）～8月6日（木）	室戸市～安芸市	1,400名
文芸	8月4日（火）～8月6日（木）	高知市	1,100名
自然科学	7月31日（金）～8月3日（月）	香南市	1,800名
軽音楽	8月1日（土）～8月2日（日）	幡多青少年の家等	350名

2. 以下の部門はできる限り指定宿泊とすること

部門名	宿泊期間（平成32年）	指定宿泊施設	1日当たりの宿泊見込み数
まんが （まんが甲子園）	7月31日（金）～ 8月2日（日）	本選審査員 ホテル日航高知旭ロイヤル	8名
		出場生徒・引率者 高知共済会館 サウスブリーズホテル ホテル高砂 オリエントホテル高知	182名

} うち3
 } ないし4

3. 以下の部門については地域指定宿泊の必要はないが、基本的に部門ごとに参加校同一宿泊施設とする

部門名	宿泊期間（平成32年）	宿泊見込みのべ数
総合開会式	7月30日（木）～31日（金）	1,200名
パレード	7月30日（木）～31日（金）	4,600名
演劇	7月28日（火）～ 8月2日（日）	1,300名
合唱	8月2日（日）～4日（火）	3,600名
吹奏楽	8月3日（月）～6日（木）	7,000名
器楽・管弦楽	7月30日（木）～8月2 日（日）	5,000名
日本音楽	8月3日（月）～6日（木）	3,000名
M&B	8月1日（土）～2日（日）	2,800名

部門名	宿泊期間（平成32年）	宿泊見込みのべ数
美術・工芸	7月28日（火）～8月4日（火）	3,700名
書道	7月31日（木）～8月5日（水）	1,600名
囲碁	8月2日（日）～4日（火）	900名
将棋	8月4日（火）～6日（木）	1,600名
新聞	7月30日（木）～8月6日（木）	1,650名
ボランティア	7月31日（金）～8月3日（月）	600名
特別支援教育	8月1日（土）～2日（日）	100名

2019 さが総文 開催部門・会場・日程

開催部門	主会場	所在地	実施日程 (2019年)					
			7月					8月
			27日 (土)	28日 (日)	29日 (月)	30日 (火)	31日 (水)	1日 (木)
総合開会式	佐賀市文化会館	佐賀市	●					
パレード	佐賀市内	佐賀市	●					
演劇	鳥栖市民文化会館	鳥栖市	●	●	●			
合唱	鳥栖市民文化会館	鳥栖市						●
吹奏楽	佐賀市文化会館	佐賀市					●	●
器楽・管弦楽	佐賀市文化会館	佐賀市		●	●			
日本音楽	武雄市文化会館	武雄市	●	●				
吟詠剣詩舞	唐津市民会館	唐津市		●				
郷土芸能	武雄市文化会館	武雄市				●	●	●
マーチングバンド バトントワリング	佐賀県総合体育館	佐賀市			●			
美術・工芸	佐賀県立博物館・美術館	佐賀市	●	●	●	●	●	
書道	唐津市文化体育館	唐津市	●	●	●	●	●	
写真	嬉野市体育館	嬉野市	●	●	●	●	●	
放送	基山町民会館 基山町総合体育館	基山町					●	●
囲碁	佐賀県立鹿島高等学校	鹿島市	●	●				
将棋	佐賀のへそ・ ふれあい交流センター ネイブル	江北町				●	●	
弁論	多久市中央公民館	多久市		●	●			
小倉百人一首かる た	佐賀県総合体育館	佐賀市				●	●	●
新聞	メートプラザ佐賀	佐賀市	●	●	●	●	●	●
文芸	伊万里市民会館 伊万里市民センター	伊万里市	●	●	●	●	●	
自然科学	佐賀大学	佐賀市	●	●	●			
特別支援学校	アバンセ	佐賀市	●	●	●			
ボランティア	有明スカイパークふれ あい郷自有館	白石町	●	●	●			
茶道	ゆめぷらっと小城	小城市		●	●			
郷土研究	焔の博記念堂	有田町			●	●	●	